

マイナンバー Q&A

「職場から、マイナンバーの提出を求められたけど…」

「マイナンバーカードって作った方がいいのかな」

「実際、マイナンバーって何？」そんな疑問にお答えします！

Q. マイナンバーってなに？

A. マイナンバー（個人番号）とは、国民一人一人が持つ12桁の番号のことです。「国民の利便性の向上」「行政の効率化」「公平・公正な社会の実現」といったメリットがあります。

具体的には、次のようなものです。

- ・添付書類の削減などが可能になることで、行政手続きがより簡単になります。
- ・手続き業務にかかる時間や労力が大幅に削減されます。
- ・所得や行政サービスの需給状況を把握しやすくなります。本当に困っている人に、きめ細やかな支援を行うことができます。

Q. どんな時にマイナンバーは必要になるの？

A. 社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要となります。

具体的には、以下のようなケースで提供していただく必要があります。

- ・年末調整や、源泉徴収票の作成
- ・雇用保険の手続きで勤務先へ
- ・雇用保険の失業給付の手続きで

ハローワークへ

・資産運用の手続きで銀行や証券会社へ

・福祉や介護の手続きで市区町村へ

・税の申告などの時に税務署や市区町村へ

・児童手当や出産育児一時金などの申請時に市区町村や保険組合へ

・生命保険、損害保険、共済の受取時に保険会社や組合へ